

保険法施行に関するお知らせ

(保険法施行に伴うご契約内容の主な変更点のご案内)

「保険契約者等の利益の保護」を主な目的とした「保険法」が新たに制定され、2010年4月1日より施行されます。保険法の施行に伴い、当会では、この法の趣旨を取り込み、相互扶助事業の団体建物火災共済、団体(法人)自動車共済、慶弔(自治体提携用)共済について、制度改定を実施します。特にご契約に影響がある内容についてご案内いたします。

1. 保険法について

保険法は、保険契約に関する一般的なルールを定めた法律です。この法律は、保険契約の締結から終了までの間に、保険契約における関係者の権利義務等が定められています。

このような保険契約に関するルールは、従来は商法に定められていましたが、商法の保険契約に関する規定は、1899年の商法制定以来、100年近くにわたり、実質的な改正がなされていませんでした。そのため、現代社会に合致したものとする必要があり、今回、商法の保険契約に関する規程を全面的に見直し、独立した法律にしたものが保険法です。

保険法は、従来、商法の適用または準用されてこなかった共済契約についても直接適用の対象となり、当会の共済も保険法の対象となります。

2. 保険法施行に伴う主な取り扱い変更の概要

(1) 告知義務 (団体建物火災共済・団体(法人)自動車共済に適用されます)

共済契約に申し込む際には、共済契約者および被共済者となる方は、当会に対して告知をする必要があります。その告知の方法が、「自発的申告義務」(当会から質問されなくても、重要な事実について自ら告知すべき義務)から、「質疑応答義務」(重要な事実のうち当会から質問されたことに対して答えるべき義務)に改正されます。

(2) 重大事由による解除

保険法では、共済契約に関し、共済契約者等が故意に共済事故を起こしたり、共済事故を装って不正に共済金等を請求したりするなど、当会との信頼関係が損なわれ、その共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、当会は、共済契約を解除することができることとなります。

(3) 重複契約 (団体建物火災共済・団体(法人)自動車共済に適用されます)

同一の目的物に複数の損害保険(共済)が締結された重複保険(共済)契約について、従来の保険金(共済金)を按分して支払う方法(独立責任額按分方式)に加えて、保険法では、独立責任全額支払の考え方が導入されます。これにより、独立責任全額方式の場合には、各保険会社は按分支払せず、自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負うこととなります。但し、損害額を超えて複数の保険会社から保険金を受け取ることができません。

なお、保険会社でどの方式を採用するかを選択できるため、当会では、他の損害保険(共済)契約が締結されている場合には、按分支払いをしない方式(独立責任額全額方式)でお支払いします。

(4) 共済金の支払い時期

共済金の支払いにあたって、ご提出いただいた書類のみではお支払い事由の有無等の判断ができない場合、警察や医療機関等へ事実の確認や照会を行うことがあります。保険法では、そのような必要な調査を行う場合でも合理的な期間内に共済金等が支払われるように、支払期限に関する規定が新設されました。

従来規程では、これらの確認等が終了した時点で共済金などのお支払いをすることとしていましたが、必要な調査等を行う場合のお支払い時期を具体的に定めます。

事 由		支払期限
共済金などのお支払いをするために事実の確認をする必要がない場合 (および事実を確認する期限の定めが無い場合)		30 日
特別な調査を 行う主な例	警察・検察・消防等の公の機関による調査等について照会が必要なとき	180 日
	医療機関、検査機関等の専門機関による診断、鑑定などの結果の照会が必要なとき	90 日
	災害救助法の適用された被災地において調査が必要なとき	60 日

(5) 被保険者の同意 (慶弔(自治体提携用)共済に適用されます)

保険法では、死亡保険契約において、契約当事者以外の者を被保険者とする契約については、被保険者の同意がなければ効力を生じないものと規定されました。

(6) 消滅時効

共済金等を請求する権利を行使しない状態が一定期間継続するとその権利は消滅します。これまで、共済金受取人が共済金を請求する権利は、2年で時効により消滅していましたが、保険法が制定されたことにより、消滅までの期間が3年となります。

3. すでに発効済みの共済契約に関する経過措置

保険法は、原則として保険法施行以降に締結された契約をその適用対象とします。従って、現在すでにご加入いただいているご契約については、更新までの間は原則として保険法は適用されませんが「共済金の支払い時期」、「重大事由による解除」はすでにご契約いただいている契約についても2010年4月1日から保険法が適用されます。

(慶弔(自治体提携用)共済については、すべて2010年4月1日から適用します。)